

入会及び退会規程

制 定 平成23年5月13日
最終改正 令和元年 6月 7日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岐阜県緑化推進委員会の定款第7条第2項の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会手続)

第2条 この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする団体（法人）又は個人に対しては、別表に掲げる事項を主たる内容とし、理事会において定める入会申込書の提出を求めることとする。

- 2 前項の入会申し込みに対しては、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。
- 3 名誉会員については、理事会であらかじめ本人の意向を確認の上、総会において推薦を決定し、本人に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第3条 入会者は、会員の種別ごとに、この法人の管理する会員名簿に登録する。

- 2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届の提出を求める。
- 3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(会費)

第4条 会費の額及び納入時期は、定款第8条により総会において別に定める会費規程による。

(退会手続)

第5条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 定款第11条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。
- 3 前各号により会員資格を喪失した場合、すでに納入した会費、その他の抛出品金は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第6条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申込に対しては、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

ただし、退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後3年間は、再入会を認めないこととする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

(補則)

第8条 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成23年5月13日総会決議)
- 2 この規程は、令和元年5月1日から施行する。

別 表 (第2条第1項関係)

入会申込書に記載する主要事項

1 正会員

(1) 団体(法人)

① 入会に際しての誓約

例文：「貴法人の趣旨に賛同し、下記により入会の申し込みをいたします。

なお、入会の上は、貴法人の定款及び諸規程を遵守し、総会及び理事会の決定に従います。」

② 団体(法人)名、代表者役職・氏名

③ 所在地

④ 事務連絡者(所属部署、役職・氏名、TEL、FAX、メールアドレス)

⑤ 会費請求書及び資料等の送付先

⑥ 希望する年会費の額

(2) 個人

① 入会に際しての誓約(上記1-①と同じ)

② 氏名、生年月日、性別

③ 住所

④ TEL、FAX、メールアドレス

⑤ 個人情報公開の同意の可否

⑥ 会費請求書及び資料等の送付先

⑦ 希望する年会費の額

2 賛助会員

(1) 団体(法人)

① 入会に際しての誓約(上記1-①と同じ)

② 年会費申し込み口数・金額

③ 団体(法人)名、代表者役職・氏名

⑤ 所在地

⑥ 事務連絡者(所属部署、役職・氏名、TEL、FAX、メールアドレス)

⑦ 会費請求書及び資料等の送付先

(2) 個人

① 入会に際しての誓約(上記1-①と同じ)

② 年会費申し込み口数・金額

③ 氏名、生年月日、性別

④ 住所

⑤ TEL、FAX、メールアドレス

⑥ 個人情報公開の同意の可否

⑦ 会費請求書及び資料等の送付先